

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置	
担当部局	金融庁企画市場局市場課 金融庁企画市場局企業開示課	電話番号: 03-3506-6902 e-mail: RIA@fsa.go.jp 電話番号: 03-3506-6549 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年3月13日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的、必要性】 デジタル化の進展等の金融・資本市場を巡る環境変化が生じている中、金融・資本市場には、多様な顧客の高度化するニーズに応じていく一方で、顧客の保護を図っていくことが求められており、これらが確保されることにより、金融・資本市場が適切に機能し、日本経済が持続的に成長することとなり、その成長の果実が国民に還元される「成長と分配の好循環」が実現する。 このため、顧客の利便の向上及び保護を図る観点から、近年の環境変化等を踏まえ、金融・資本市場の活性化に資する諸施策を推進する必要があるほか、金融機関における顧客本位の業務運営の確保や顧客への情報提供の充実を図ることが重要である。 こうした措置を講じなければ、「成長と分配の好循環」も実現しなくなり、日本経済全体の付加価値を引き上げ、持続可能で一段高い成長経路に乗せることが困難になるおそれ。 また、企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる。 経済社会情勢が大きく変化する中、投資家の投資判断において、サステナビリティなど、中長期的な企業価値に関連する非財務情報や、企業から多様な媒体で随時発信される情報の重要性が高まっており、企業の情報開示に係る枠組みについても、このような状況を踏まえて、見直していくことが重要であり、こうした措置を講じなければ、中長期的な企業価値向上につながる資本市場が構築できなくなるおそれ。</p> <p>【内容】 (1)顧客等の最善の利益に係る規定の整備:金融事業者及び企業年金等の運営に携わる者に対して、横断的に、顧客及び加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を規定する。 (2)契約締結前の説明義務及び書面交付の電子化に係る規制の整備:金融商品取引業者等が契約締結前に十分な説明を行うよう、一定の場合※を除き、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に明定する。また、金融商品取引業者等が契約締結前に情報を提供する際の媒体について、顧客のデジタル・リテラシーに応じ、書面又はデジタルのいずれかを選択できるようにする。 ※ 顧客属性に照らして、情報の提供のみで顧客がその内容を理解したことを適切な方法により金融商品取引業者等が確認した場合 (3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備:ソーシャルレンディング等のファンドについて、金融商品取引業者等に対して、顧客への出資対象事業の状況に係る情報提供が契約等において確保されていない場合に当該ファンドの募集等を行うことを禁止する。また、インターネットを用いて当該ファンドの募集を行う場合について、電子募集取扱業務と同様の規定を整備する。なお、ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う場合及びインターネットを用いて当該ファンドの募集を行う場合については、新たに登録申請事項に追加する。 (4)トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備:不動産特定共同事業契約に基づく権利のうち、トークン化されたものを、新たに有価証券に加えることにより、金融商品取引法を適用する。具体的には、トークンを発行する場合には、有価証券届出書・有価証券報告書等の作成等の義務、トークンの売買や媒介等を行う場合については、金融商品取引業としての登録や必要な体制整備、販売・勧誘に係る義務を適用する。 (5)金融商品取引法上の四半期報告書の廃止:四半期報告書制度について、上場企業の第1・第3四半期については、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する。第2四半期については、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容とする半期報告書に見直す。これに伴い、半期報告書及び臨時報告書等の法令上の開示情報としての重要性が高まることなどから公衆縦覧期間を課徴金の除斥期間に合わせて5年に延長する。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	(1)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条等 (2)金融商品取引法第37条の3第2項、第37条の3第1項等 (3)金融商品取引法第40条の3の3等 (4)金融商品取引法第2条第2項第5号ハ等 (5)金融商品取引法第24条の4の7第1項を削除、第24条の5第1項、第25条第1項 ※以上、全て改正案	

<p>想定される代替案</p>	<p>(1)各業法において、ノルマの設定など特定の報酬・業績評価体系を設定することを禁止する規制を設けることとする。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務について、説明義務が課せられない場合として、一定の場合※を除外するという規定を設けず、全ての場合において説明義務を課すこととする。</p> <p>※ 顧客属性に照らして、情報の提供のみで顧客がその内容を理解したことを適切な方法により金融商品取引業者等が確認した場合 書面交付の電子化については、施行日前から金融商品取引業者等と締結している契約に係る書面については、施行日後も、従前通り、顧客の承諾を得ない限り、デジタルで提供できないこととする。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等に対して、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていないファンドの募集等を禁止すること、電子募集取扱業務と同様の規定を整備することに加え、株式会社要件や資本金規制(例えば、投資運用業と同様資本金5,000万円以上とする等)といった参入規制を設ける。</p> <p>(4)トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を金融商品取引法上の有価証券に追加せず、不動産特定共同事業法において、有価証券届出書・有価証券報告書等に相当する書類の作成等の義務(開示規制)、金融商品取引業者に課せられる分散台帳技術を前提とした行為規制や体制整備(業規制)及び不正取引規制に係る規定を整備する。</p> <p>(5)四半期報告書制度については、上場企業の第1～第3四半期について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、四半期決算短信へ一本化する(第2四半期については、金融商品取引法上の半期報告書も求めない)。これに伴い、臨時報告書の公衆縦覧期間をEDINETの閲覧可能期間(法令上ではなく行政サービス上閲覧可能な期間)の2年に延長する。</p>
-----------------	--

直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1)顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務が法律上に明定されることにより、金融事業者及び企業年金等の運営に携わる者において、顧客本位の業務運営を強化したり、顧客本位の業務運営に向けた新しい取組を行う場合には、それらに対応するための費用が発生する。</p> <p>(2)顧客の属性に応じた説明義務が法律上に明定され、改めてその重要性が示されることから、金融商品取引業者等において、これに対応するための規制を遵守する費用(役職員への周知徹底や研修等に係る費用等)が発生する。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等において、顧客への出資対象事業の状況に係る情報提供を契約等で確保するための費用や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報(事業計画、資金使途の内容等)についてインターネットで公表するための費用が発生する。</p> <p>(4)トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を取り扱う事業者において、金融商品取引業としての登録申請を行う費用や必要な体制を整備(例:法令遵守・内部管理態勢強化のための追加的な人員・体制の配置)するための費用、有価証券届出書・報告書を新たに作成するための費用が発生する。</p> <p>(5)公衆縦覧期間の延長に伴って、企業のウェブサイト等における開示書類の写しの閲覧期間を延長するための整備費用が発生する。</p>	<p>(1)各業法の適用を受ける各事業者において、報酬・業績評価体系の見直し・再設計に係る費用が発生する。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務については、金融商品取引業者等において、本案に比べて多額の費用(例えば、非対面取引において、全ての顧客にチャット等で説明を行うための体制整備やシステム投資に係る費用)が発生する。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等について、例えば、株式会社要件を満たすための組織変更や人員確保に係る費用や資本金の増加に係る費用等が発生する。</p> <p>(4)不動産特定共同事業者においては、不動産特定共同事業法に設けられた金融商品取引法と同等の規制(業規制、開示規制、不公正取引規制)に係る遵守費用が発生することとなる。</p> <p>(5)公衆縦覧期間の延長については、遵守費用として企業のウェブサイト等における臨時報告書の写しの閲覧期間を延長するための整備費用が発生する。</p>
(行政費用)	<p>(1)国において、金融事業者及び企業年金等の運営に携わる者の規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務に係る規制の整備に関し、国において、金融商品取引業者等の規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。書面交付の電子化に係る規制の整備に関し、金融商品取引業者等が契約締結前に情報を提供する際の媒体について、顧客のデジタル・リテラシーに応じ、書面又はデジタルのいずれかを選択できるようにするものであるが、現行法でも一定の要件の下にデジタルを選択することは可能である。そのため、この見直しが行われ、デジタルの媒体による情報提供を実施する事業者が増加したとしても、国における本規制の遵守状況についてのモニタリングに係る追加的な費用は発生しない。</p> <p>(3)国において、ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等の登録審査や、当該業者の規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。</p> <p>(4)国において、金融商品取引業者の登録審査に係る費用が発生するほか、事業者の各種規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。また、有価証券届出書・有価証券報告書等に記載される情報の虚偽等には行政処分や刑事罰が規定されているため、国において、当該虚偽等に係る調査等の費用が発生する。</p> <p>(5)国において、四半期報告書制度の廃止に伴う特段の行政費用は発生しない。一方、公衆縦覧期間の延長に伴って、行政サービスの整備のための費用(EDINETで開示している書類の閲覧期限を延長するための整備費用)が発生する。</p>	<p>(1)国において、金融事業者等の当該規制に係る法令の遵守状況等についての検査・監督を行うための費用が発生する。</p> <p>(2)国において、本案と同様、説明義務の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。また、書面交付の電子化についても、本案と同様、国において、金融商品取引業者等の規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等について、新たな規律を充足しているか確認するためのモニタリング費用が発生し、行政費用が増加すると見込まれる。</p> <p>(4)不動産特定共同事業者を検査・監督する国及び都道府県において、不動産特定共同事業法において新たに設けられることとなる開示規制及び不公正取引規制に係る指導・調査・行政処分などの執行のため、追加的な人員・体制の配置に係る行政費用が発生することとなるほか、開示規制の導入に伴い有価証券届出書・有価証券報告書等に相当する書類を公衆の縦覧に供するためのシステム導入費用が発生する。</p> <p>(5)国において、四半期報告書制度の廃止に伴い、特段の行政費用は発生しない。一方、公衆縦覧期間の延長については、行政サービスの整備のための費用(EDINETで開示している臨時報告書の閲覧期限を延長するための整備費用)が発生する。</p>

直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務が法律上に明定されることにより、金融事業者及び企業年金等の運営に携わる者において、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案した顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げが図られ、顧客等がより良い金融商品・サービスを安心して利用できるようになる。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務及び書面交付の電子化に係る規制の整備に関して、金融商品取引業者等が、顧客に対して契約締結前に十分な説明を行うことが担保され、また、デジタルツールを効果的に活用して、充実した情報を分かりやすく提供すれば、顧客が適切な金融商品・サービスを選択することが可能となる。書面交付の電子化に係る規制の整備に関しては、金融商品取引業者等が契約締結前に情報を提供する際の媒体について、顧客のデジタル・リテラシーに応じ、書面又はデジタルのいずれかを選択できるようにするものであるが、現行法でも一定の要件の下にデジタルを選択することは可能である。そのため、この見直しが行われたとしても、金融商品取引業者等における本規制の遵守費用は変わらない。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドについて、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合の募集等の禁止や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報(事業計画、資金使途の内容等)のインターネットでの公表を義務付けることで、当該ファンドの募集・運用の適切性が確保される。</p> <p>(4)トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利に金融商品取引法の各種規制を適用することで、こうした権利の取扱いに係る実効的な監督体制を整備できる。</p> <p>(5)四半期報告書制度を廃止することで、企業開示の効率化、企業負担の軽減が期待される。また、公衆縦覧期間の延長により、重要性が高まった法定開示書類等について利用者の利便性が向上し、より適切な投資判断に資する。また、四半期報告書制度の廃止に伴い、企業の四半期報告書(第1・第3四半期)の作成・提出に伴う費用が生じなくなる。</p> <p>※四半期報告書を提出している上場会社数:3,865社(2023年3月1日時点)</p>	<p>(1)ノルマの設定など特定の報酬・業績評価体系が設定されなくなり、従業員に対する適切な動機づけの枠組みが整備されることで、顧客の最善の利益を勘案した顧客本位の業務運営の取組が部分的に定着・底上げされることとなる。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務については、本案と同様、金融商品取引業者等が、顧客に対して契約締結前に十分な説明を行うことが担保される。書面交付の電子化については、既存の顧客が、自身の契約に係る交付書面について、自らの承諾なく、メール等のデジタルツールにより提供される事態が生ずることを回避できる。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等について、新たな規律の対象とすることで、人的体制や財務面でより充実した業者がソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行うこととなり、より一層の顧客保護が図られると考えられる。</p> <p>(4)本案と同様。</p> <p>(5)上場企業の第1～第3四半期について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、四半期決算短信へ一本化することで、企業負担は軽減される。これに伴い、臨時報告書の重要性が高まるが、代替案の場合、仮に課徴金納付命令の対象となった臨時報告書が既に公衆縦覧期間を終了していれば、利用者が縦覧できないため利便性の向上は一定程度に留まる。</p>

副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	<p>(1)顧客等がより良い金融商品・サービスを安心して利用できるようになることによって、顧客等が、これらの金融商品・サービスを利用して、それぞれのライフプランやリスク許容度に応じて適切なポートフォリオを容易に構築できるようになり、安定的な資産形成に資すると考えられる。</p> <p>(2)顧客が適切な金融商品・サービスを容易に選択することが可能となれば、それぞれのライフプランやリスク許容度に応じて適切なポートフォリオを容易に構築できるようになり、安定的な資産形成が可能となる。</p> <p>(3)金融商品取引業者等のファンド募集・運用の適切性が確保され、顧客の利便の向上及び保護が図られることで、市場の健全な発展につながることを期待される。</p> <p>(4)トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る実行的な監督体制が整備されれば、こうした権利のセカンダリー取引が円滑化されることで、顧客の利便の向上及び保護が図られ、市場の健全な発展やイノベーションの促進につながることを期待される。</p> <p>(5)四半期報告書制度について、上場企業の第1・第3四半期については、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化するが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビュー任意化による情報の信頼性の低下 ・開示内容(情報量)の減少 <p>といった負の影響が生じるおそれがある(第2四半期については、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容とする半期報告書に見直すため、負の影響は生じない)。</p> <p>一方で、一本化後の四半期決算短信において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正会計等の場合はレビューを義務付け ・取引所においてエンフォースメントをより適切に実施 ・半期や年度の監査(レビュー)や法令上のエンフォースメントを維持 ・意図的で悪質な虚偽記載は金融商品取引法上の罰則対象となり得ること ・投資家の要望が特に強い事項を開示内容に追加することで情報量を確保 <p>といったことにより、負の影響は限定的なものとなると考えられる。</p> <p>企業開示を効率化しながら、これとは別に2023年1月の企業内容開示府令改正により人的資本を含むサステナビリティ情報等の開示の充実を図ることにより、中長期的な企業価値向上につながる資本市場を構築されることが期待される。</p>	<p>(1)当該規制が最低基準(ミニマム・スタンダード)となり、各金融事業者において、単に特定の報酬・業績評価体系を設定しないとの形式的・画一的な対応が助長される結果として、横断的な、顧客の最善の利益を勘案した顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げが十分に達成されなくなるおそれがある。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務については、書面やデジタルでの情報提供によって、十分にその内容を理解できる顧客等による機動的な投資機会の支障となるおそれがあり、安定的な資産形成に向けた動きが妨げられる可能性がある。</p> <p>また、書面交付の電子化については、本案に比べ、金融商品取引業者等の創意工夫による、より分かりやすく充実した顧客への情報提供の促進を阻害するおそれがあり、既存顧客に係る安定的な資産形成に向けた動きが妨げられる可能性がある。</p> <p>(3)現在、当該ファンドのサービスを提供している事業者の規制遵守費用が増加することや、参入要件を満たすことができないこと等により、当該ファンドのサービスの提供が困難となり得る。その結果として、代替案が無ければ参入することが可能であった金融商品取引業者等を通じて資金を調達した企業等のビジネスの運営、発展の阻害となり、顧客の利便を損なう可能性がある。</p> <p>(4)本案と同様。</p> <p>(5)四半期報告書制度について、代替案による見直しを行った場合、法定開示は年1回となり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半期のレビュー任意化による情報の信頼性の低下 ・利用者である投資家からも、半期、年度で法令上のエンフォースメントが必要であるという声がある中、年度の法令上のエンフォースメントのみとなる ・四半期開示が任意化されている欧州においても半期の法定開示が義務付けられていることを踏まえると、海外制度より企業開示制度が劣る ・半期の開示内容(情報量)が減少 <p>といった負の影響が生じる。</p>

<p>政策評価の結果 (費用と効果(便益)の関係等)</p>	<p>【費用と便益の関係分析】</p> <p>(1)顧客等がより良い金融商品・サービスを安心して利用できるようになるというプラスの効果は、遵守費用と行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>(2)顧客が適切な金融商品・サービスを選択できるようになるというプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>(3)ソーシャルレンディング等のファンドの募集・運用の適切性が確保され、顧客の利便の向上及び保護が図られるというプラスの効果は、遵守費用と行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>(4)トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る実行的な監督体制が整備され、顧客の利便の向上及び保護が図られるというプラスの効果は、遵守費用と行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>(5)四半期報告書制度の廃止による企業開示の効率化、企業負担の軽減や、公衆縦覧期間の延長による利用者の利便性の向上というプラスの効果は、遵守費用と行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>【代替案との比較】</p> <p>(1)代替案の場合、本案の場合と比較して、発生する遵守費用及び行政費用は変わらないが、従業員に対する動機づけの枠組みという部分的な観点からの取組の定着・底上げがなされるにとどまることから便益は小さいと考えられる。また、代替案の場合、横断的に、顧客の最善の利益を勘案した顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げを図る目的が十分に達成されなくなるという副次的な影響も生じうる。以上のことから、本案は妥当であると考えられる。</p> <p>(2)契約締結前の説明義務に係る代替案の場合、便益は本案と同様である一方、遵守費用が本案に比べ増加することとなるほか、副次的な影響として、書面やデジタルでの情報提供によって、十分にその内容を理解できる顧客等による機動的な投資機会の支障となるおそれがある。</p> <p>また、書面交付の電子化に係る代替案の場合、行政費用や便益は本案と異なるものの、副次的な影響として、より分かりやすく充実した顧客への情報提供の促進を阻害するおそれがある。</p> <p>以上のことから、本案は妥当であると考えられる。</p> <p>(3)代替案の場合、より一層の顧客保護が図られるという便益も生じるものの、より厳格な規制を遵守する費用が発生し、事業への新規参入や既存の事業者によるサービス提供の障害となり得ること、新たに相応の行政費用が発生すること、上記の深刻な副次的な影響、波及的な効果が想定されることから、現状においては、本案は妥当であると考えられる。</p> <p>(4)代替案の場合、事業者の遵守費用は本案を下回ると考えられる。一方、不動産特定共同事業法では想定されていなかった分散台帳技術の活用やセカンダリー市場を前提とした規制を新たに同法に規定することとなるため、国や都道府県において投資者保護のために実効的な検査・監督・調査等を実施するための人員・体制整備が必要となることから、本案と比較して代替案の行政費用は著しく大きくなると考えられる。便益は本案と代替案で同等となることも踏まえると、本案の方が妥当であると考えられる。</p> <p>(5)四半期報告書制度の廃止に係る代替案の場合、便益は本案より企業負担が軽減され、行政費用は本案と異なるものの、副次的な影響として本案よりレビュー、法令上のエンフォースメント、海外制度との比較や情報量で劣るという負の影響が生じる。</p> <p>また、公衆縦覧期間の延長に係る代替案の場合、遵守費用や行政サービスの整備のための費用が本案よりやや軽減されるが、便益は利用者の利便性の向上が一定程度に留まる。</p> <p>これらを踏まえると、四半期報告書制度の廃止に係る代替案による負の影響は、公衆縦覧期間の延長に係る代替案の便益を大きく上回ることになる。</p> <p>以上のことから、本案は妥当であると考えられる。</p>
<p>その他関連事項</p>	<p>—</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>